

# 令和8年度 元加賀小学校におけるいじめ防止基本方針

## ●概要

この基本方針は江東区教育委員会が定める「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題に対する基本理念、組織体制、および具体的な対応策をまとめたものである。

最大の目的は、児童・生徒の尊厳を保持し、心豊かで安全・安心な教育環境を構築することにある。いじめは「教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長に重大な影響を及ぼす、決して許されない行為」と定義されている。

主な要点は以下の通りである：

- ・**組織的対応の徹底**：教員個人の対応に頼らず、学校全体および「いじめ対策委員会」を中心とした組織的な体制を構築する。
- ・**4つの柱**：「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」を軸に、総合的な対策を推進する。
- ・**社会総がかりの連携**：学校、家庭、地域、関係機関（警察・相談施設等）が相互に連携し、いじめを許さない社会を目指す。
- ・**重大事態への厳格な対処**：生命・身体への重大被害や長期欠席が疑われる場合は、法令に基づき迅速に調査・報告を行う。

## 1. いじめの定義と基本認識

### 1.1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

### 1.2 基本理念

- ・**絶対的禁止**：全ての児童はいじめを行ってはならず、いじめは絶対に許されない行為である。
- ・**当事者意識**：いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、無関係な児童はいないという共通認識をもつ。
- ・**被害者保護の最優先**：いじめを把握した際は、被害者の心情を理解し、二次被害（不登校、自傷行為等）を防ぐためのケアを最優先する。

## 2. いじめ防止等のための組織体制

実効的な対策を行うため、各校には「学校いじめ対策委員会」等の組織を設置する。

### 2.1 委員会の構成と役割

元加賀小学校における「いじめ対策委員会」の構成例は以下の通りである。

役割	構成員
委員長	校長
副委員長	副校長
構成員	生活指導主幹、主任教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者、地域代表

## 主な役割:

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行。
- ・いじめの相談・通報窓口としての機能。
- ・定期会議(毎月の運営委員会後)および緊急会議の開催。
- ・いじめの事実確認(認知)および指導・援助体制の構築。
- ・PDCA サイクルによる取組の点検と検証。

## 3. 段階的な取組の展開

### 3.1 未然防止(いじめを生まない環境づくり)

- ・**道徳教育の充実:** 年3回以上のいじめに関する道徳授業の実施。
- ・**Action24の推進:** 子供や保護者からの相談に対する迅速な対応。
- ・**わかる授業づくり:** 児童一人一人が達成感を持てる授業を実践し、自己肯定感を育む。
- ・**情報モラル教育:** 「SNS 学校ルール」の策定、およびネット上のいじめ防止。
- ・**SOSの出し方教育:** 不安や悩みを適切に他者へ助けを求められるよう指導する。

### 3.2 早期発見(兆候を逃さない体制)

- ・**定期的な調査:** 年3回(6月、11月、2月)のアンケート調査の実施。
- ・**教育相談:** 全児童を対象とした教育相談や、5年生児童へのスクールカウンセラーによる面接。
- ・**日常の観察:** 教職員による日々の記録と、生活指導夕会等での情報共有。

### 3.3 早期対応(組織的な解決と支援)

- ・**迅速な報告:** いじめの発見・相談を受けた教職員は、直ちに管理職へ報告する。
- ・**事実確認と指導:** いじめの事実が確認された場合、被害児童を保護し、加害児童には毅然とした態度で指導・助言を行う。
- ・**解消の定義:** 以下の2点を満たした状態を「解消」の目安とする。
  1. いじめ行為が止んでいること(少なくとも3か月間)。
  2. 被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

## 4. 重大事態への対処

生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、法令に基づき適切に対処する。

### 4.1 重大事態の定義

1. **生命・心身・財産への重大被害:** 自殺企図など、心身への重大な被害。
2. **相当期間の欠席:** いじめにより、年間30日を目安として学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

### 4.2 対応フロー

- ・**報告:** 学校は重大事態の発生を教育委員会へ報告する。
- ・**調査:** 「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・**説明と共有:** 調査結果を被害児童および保護者に対して適切に提供し、区長へ報告を行う。
- ・**警察との連携:** 犯罪行為として取り扱われるべき事案については、直ちに警察署に通報し、協力を求める。

## 5. 教職員・家庭・地域の役割

いじめ問題の解決には、社会全体での協力が不可欠である。

- 教職員**：指導力の向上を図るための校内研修を年1回以上実施し、組織として対応する資質を高める。
- 保護者**：児童の規範意識を養うとともに、いじめの情報を得た場合は学校へ速やかに連絡・相談する。
- 地域・関係機関**：「江東区いじめ問題対策連絡協議会」等を通じて、各機関が連携し、児童の健全育成を多角的に支援する。